

# とちぎカーボンオフセット実施要綱

## (目的及び定義)

第1条 この要綱は、とちぎカーボンオフセット制度の運用について定めることにより、企業や団体、県民(以下「企業等」という。)における地球温暖化防止の取組を促進することを目的とする。

2 とちぎカーボンオフセット制度とは、企業等が栃木県内において行う環境貢献活動(以下「活動」という。)の成果を、栃木県が独自にCO<sub>2</sub>吸収量またはCO<sub>2</sub>削減量として算定し認証する制度をいう。

## (対象とする活動)

第2条 この要綱で対象とする活動は、次に掲げるもので、別表第1の要件を満たすものとする。

### (1) 森づくり

企業等による植栽や間伐等の森林整備

### (2) 森林バイオマス利活用

企業等による化石燃料の代替としての間伐材や木質ペレットなどの利活用

### (3) グリーン電力購入等

ア 企業等によるグリーン電力の購入

イ 県が構成員となる実行組織がイベント開催に先立ち購入したグリーン電力に対し、参加者による協賛

## (森づくりに係る認証)

第3条 知事は、森づくりの成果について、次の手順により、CO<sub>2</sub>吸収量として認証するものとする。

- ① 認証を受けようとする企業等は、森づくりによるCO<sub>2</sub>吸収量認証申請書(様式第1号)に、実施内容を記載し、知事に提出する。なお、申請の時期は、森づくりを実施した年度または翌年度とする。
- ② 知事は、提出された認証申請書の審査を行うとともに、必要に応じて現地の確認を行う。
- ③ 知事は、②の結果を踏まえ、別に定める「森づくりによるCO<sub>2</sub>吸収量算定基準」により、当該森林におけるCO<sub>2</sub>吸収量を算定する。なお、算定期間は別表第2のとおりとする。
- ④ 知事は、③で算定したCO<sub>2</sub>吸収量を、証書(様式第2号)の交付をもって認証する。
- ⑤ 知事は、認証後も必要に応じ現地確認等を行うものとし、その結果、当該森林が適正に管理されていないと認める場合は、認証を取り消すことができる。

(森林バイオマス利活用に係る認証)

第4条 知事は、森林バイオマス利活用の成果について、次の手順により、CO<sub>2</sub>削減量として認証するものとする。

- ① 認証を受けようとする企業等は、森林バイオマス利活用によるCO<sub>2</sub>削減量認証申請書(様式第3号)に、実施内容を記載し、知事に提出する。なお、申請は、当該年度の実績について翌年度中に行うものとする。また、森林バイオマスの提供や運搬など、当該利活用に深く連携した者がある場合は、これらの連携者と連名で申請することができる。
- ② 知事は、提出された認証申請書の審査を行うとともに、必要に応じて現地の確認を行う。
- ③ 知事は、②の結果を踏まえ、別に定める「森林バイオマス利活用によるCO<sub>2</sub>削減量算定基準」により、実施年度における化石燃料の使用量抑制に伴うCO<sub>2</sub>削減量を算定する。
- ④ 知事は、③で算定したCO<sub>2</sub>削減量を、証書(様式第4号)の交付をもって認証する。
- ⑤ 知事は、認証後も必要に応じて現地確認等を行うものとし、その結果、当該事業が適正に実施されていないと認める場合は、認証を取り消すことができる。

(グリーン電力購入等に係る認証)

第5条 知事は、グリーン電力の購入の成果について、次の手順により、CO<sub>2</sub>削減量として認証するものとする。

- ① 認証を受けようとする企業等は、グリーン電力購入等によるCO<sub>2</sub>削減量認証申請書(様式第5号)に、購入したグリーン電力の内容を記載し、知事に提出する。なお、申請の時期は、グリーン電力を購入した年度または翌年度とする。また、年度内に2以上のグリーン電力を購入した場合は、一括して申請することができる。
  - ② 知事は、別に定める「グリーン電力購入等によるCO<sub>2</sub>削減量算定基準」により、グリーン電力の購入によるCO<sub>2</sub>削減量を算定する。
  - ③ 知事は、②で算定したCO<sub>2</sub>削減量を、証書(様式第6号)の交付をもって認証する。
- 2 知事は、県が構成員となる実行組織がイベント開催に先立ち購入したグリーン電力に対して参加者が行う協賛(以下「協賛」という。)について、次の手順により、CO<sub>2</sub>削減量として認証するものとする。
- ① 知事は、協賛を募集するイベントについて、別表第3に掲げる事項を事前に県ホームページ等で周知する。
  - ② 企業等は、当該イベントに参加し、かつ、グリーン電力購入の趣旨に賛同する場合は、イベント会場において協賛を申し出ることができる。
  - ③ 当該イベントの実行組織は、②の協賛金を受領するとともに、後日、協賛金の総額及び用途に

関して公表する。

- ④ 知事は、②で協賛を行った者に対し、協賛額に相当するCO<sub>2</sub>削減量を記載した証書(様式第7号)を交付する。なお、協賛額相当のCO<sub>2</sub>削減量は、別に定める「グリーン電力購入等によるCO<sub>2</sub>削減量算定基準」により算定する。

#### (証書の利用)

第6条 第3条、第4条または第5条の認証を受けた者は、交付された証書を社会貢献の証として広報活動に用いることができる。ただし、証書を第三者に販売または譲渡することはできない。

- 2 栃木県生活環境の保全等に関する条例(平成16年10月14日栃木県条例第40号)第52条の規定に基づく地球温暖化対策事業者は、同条の規定により作成する地球温暖化対策計画において、認証されたCO<sub>2</sub>吸収量またはCO<sub>2</sub>削減量を、自社の取組の成果として記載することができる。

#### (庶務)

第7条 この要綱に関する事務は、県地球温暖化対策課において行うものとする。ただし、第3条②に規定する森づくりに係る認証の現地の確認については、当該地を所管する各環境森林事務所及び矢板森林管理事務所において行い、別途定める様式により地球温暖化対策課へ報告するものとする。

また、森林バイオマス利活用に係る事務は、県林業振興課において行う。

#### (その他)

第8条 この要綱に定めのない事項については、知事が別に定めるものとする。

#### 附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

対象活動		要件
森づくり		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 県内における活動であること、ただし、国有林における活動を除く</li> <li>○ 当該森林の整備面積が 0.10ha 以上で、かつ、次のいずれかの作業が適正に行われていること <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 植栽（針葉樹：2,000本/ha以上、広葉樹：1,200本/ha以上）</li> <li>・ 間伐（伐採率が概ね 20%以上）</li> <li>・ 里山の保全に関する活動（雑草木の刈払いの実施かつ抜き伐りの伐採率が概ね 20%以上）</li> </ul> </li> <li>○ 将来、健全な森林として生育が期待できること</li> </ul>
森林バイオマス活用		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 県内の森林で生産された次の資源の利活用であること <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 樹木の伐採や造材により発生した幹や枝等</li> <li>・ 製材・加工工程で発生した端材等</li> <li>・ 原木及び製材の流通過程で発生した樹皮等</li> <li>・ 上記を原料としたチップ、ペレット等</li> </ul> </li> <li>○ 森林バイオマスの年間利用量が1トﾝ(木質ペレットは0.5トﾝ)以上であること</li> </ul>
グリーン電力購入等	<ul style="list-style-type: none"> <li>グリーン電力の購入</li> <li>イベントにおける協賛</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 購入したグリーン電力証書が、財団法人日本エネルギー経済研究所グリーンエネルギー認証センターが認定する証書発行事業者から発行されたものであること</li> </ul>

別表第2（第3条関係）

森づくりの区分	CO <sub>2</sub> 吸収量の算定期間
県「企業等の森づくり推進事業実施要領」に基づき協定を締結している事業	協定締結期間と同じ年数
その他の事業	実施年度の1年間

別表第3（第5条第2項関係）

参加者から協賛を受けようとする場合に事前に周知する事項
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 協賛を募集するイベントの名称</li> <li>○ 開催日時</li> <li>○ 購入したグリーン電力の内容（証書発行機関名、購入電力量）</li> <li>○ 協賛金の受付方法（一口の額、総口数）</li> <li>○ その他協賛に関する情報</li> </ul>